

# 刑事判例研究(4)

## 中央大学刑事判例研究会

刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項所定の保有個人情報に当たらないとされた事例

山梨 光貴

〔最(三)判令和3年6月15日, 令2(行ヒ)102号, 情報不開示決定取消等請求事件, 裁時1770号19頁, 裁判所ウェブサイト, 判タ1489号29頁〕

### 【事案の概要】

原告(傷害致死被告事件に係る刑事被告人として, 平成28年7月20日, 東京拘置所に移送された者)は, 東京拘置所において十分な歯科診療を受けることができなかったことから, 自身が受けた診療の内容を確認し, 適正な診療を求めため, 平成29年5月12日, 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)13条に基づき, 東京矯正管区長宛てに「保有個人情報開示請求書」を送付し, 同管区長に対して, 「東京拘置所在監中に私が受けた診療に関する診療録全部」(以下「本件情報」という。)の開示を求める開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

東京矯正管区長は, 平成29年6月15日, 本件開示請求について, 「刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報」であることから, 行政機関個人情報保護法45条1項の適用除外規定に該当するとして, 同法

18条2項に基づき、全部を開示しない旨の決定（以下「本件決定」という。）をし、同月18日、原告に通知した。

原告は、本件決定が行政機関個人情報保護法45条1項の解釈を誤った違法なものであるとして、その取消しを求めるとともに、違法な本件決定により精神的苦痛を受けたなどとして、慰謝料等の支払いを求めた。

### 【訴訟の経緯】

原告の主張は、大要、行政機関個人情報保護法45条1項の文言解釈、制定過程、あるいは、被收容者に対する医療の位置づけや国際準則に照らしてみても、本件情報は同条の対象とはならない、というものであった。

第一審である東京地判平成31年3月14日LEX/DB 25559095は、被收容者に対する処遇に係る個人情報が行政機関個人情報保護法45条1項の対象となることを確認したうえで、被收容者に対する医療を処遇の一環として行われるものとして理解し、被收容者に対する医療に係る情報も当然に同条の対象となる、と解釈して原告の請求を棄却した。

原告は、控訴審において、個人が刑事施設において自身に対して行われた医療に係る情報の開示を望んでいる場合に、その開示によって自らの前科等が第三者に知られてしまう不利益が生じ得るとしても、後者の事情をもって当然に当該情報の不開示が正当化されることにはならない、という旨の補充主張を行ったが、東京高判令和元年11月20日LEX/DB 25568835はこの主張も退け、控訴を棄却した。

### 【判 旨】 破棄差戻

（1）ア 「行政機関個人情報保護法45条1項は、平成15年法律第58号による行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（以下「旧法」という。）の全部改正（…中略…）によって新たに設けられた規定である。旧法は、何人も、個人情報ファイルを保有する行政機関の長に対し、自己を本人とする処理情報（…中略…）の開示を請求すること

ができる旨を規定しつつ(13条1項本文)、刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項(以下「刑事裁判等関係事項」という。)を記録する個人情報ファイルについてはこの限りでない旨を規定していた(同項ただし書)。これは、刑事裁判等関係事項に係る個人情報には個人の前科、収容歴等の情報が含まれており、これが開示請求の対象となると、…第三者による前科等の審査に用いられ、本人の社会復帰を妨げるなどの弊害が生ずるおそれがあるため、これを防止するという趣旨に基づくものであったと解される。また、旧法は、個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに係る処理情報について、開示請求をすることができるものから除く旨を規定し(13条1項本文)、勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務(7条3項3号)等を使用される個人情報ファイルについて、その保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、個人情報ファイル簿に掲載しないことができる旨を規定していた(同項柱書き)。

「他方、旧法13条1項ただし書は、刑事裁判等関係事項とは別に、病院、診療所又は助産所における診療に関する事項(以下「診療関係事項」という。)を記録する個人情報ファイルに係る処理情報を開示請求の対象から除外する旨を規定していた。これは、診療関係事項に係る個人情報の開示については、当面、診療の当事者相互の信頼関係に基づく医療上の判断に委ねるのが適当であるとの考えに基づくものであったと解される。」

イ 「ところで、拘置所を含む刑事施設においては、これに収容されている者(以下「被収容者」という。)の健康等を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとされ(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条)」ているところ、「被収容者が収容中に受ける診療の性質は、社会一般において提供される診療と異なるものではないというべきである。このことは、旧法が制定された当時の監獄法等の下においても同様であったといえることができる。」

ウ 「以上に照らすと、旧法において、被收容者が收容中に受けた診療に関する事項を記録する個人情報ファイルに係る処理情報は、その性質上、13条1項ただし書の診療関係事項として開示請求の対象から除外されていたと解するのが自然であり、これを刑事裁判等関係事項又は7条3項3号所定の事務に係る事項に関するものとして開示請求の対象から除外することは想定されていなかったものと解される。」

（2）「……行政機関個人情報保護法45条1項は、その文理等に照らすと、旧法13条1項ただし書の刑事裁判等関係事項に係る規定と同様の趣旨から、刑事裁判等関係事項のほか、……旧法7条3項3号所定の事務に係る事項であって上記趣旨にかなうものを含む保有個人情報について、……、開示請求等の対象から除外する規定であると解される。」

「他方、行政機関個人情報保護法には、診療関係事項に係る保有個人情報を開示請求の対象から除外する旨の規定は設けられなかった。その趣旨は、行政機関が保有する個人情報の……開示の範囲を可能な限り広げる観点から、医療行為に関するインフォームド・コンセントの理念等の浸透を背景とする国民の意見、要望等を踏まえ、診療関係事項に係る保有個人情報一般を開示請求の対象とすることにあると解される。そして、同法45条1項を新たに設けるに当たっては、社会一般において提供される診療と性質の異なるものではない被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報について、同法第4章の規定を適用しないものとするのが具体的に検討されたことはいかかわらず、その他、これが同項所定の保有個人情報に含まれると解すべき根拠は見当たらない。」

「以上によれば、被收容者が收容中に受けた診療に関する保有個人情報は、行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に当たらないと解するのが相当である。」

なお、本判決には宇賀克也裁判官の補足意見が付されている。

**【研究】**

## I 問題の所在

本件は、拘置所に収容中に行われた診療に関する診療録（カルテ）が、行政機関個人情報保護法45条1項を根拠として不開示とされた事案である<sup>1)</sup>。争点となっているのは、被収容者の診療情報（以下「矯正医療に係る情報」という。）が、同条にいう「刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報」（以下「刑の執行等に係る情報」という。）に該当するかどうか、という点である。

行政機関個人情報保護法は、何人に対しても、行政機関が保有する自己に関する個人情報の開示請求権を認め（12条1項）、開示等の内容および手続について定めている（第4章）。開示請求があった場合、行政機関の長は、一部の例外を除いて、原則として当該情報を開示する義務を負う（14条）。後述のように、現行法上、診療に係る情報（以下「診療情報」という。）は、原則として開示対象となる。

他方、行政機関個人情報保護法は、刑の執行等に係る情報については同法第4章の規定を適用しないこととしている（45条1項）。したがって、刑の執行等に係る情報は開示請求権の対象とはならず、不開示情報（14条各号）が含まれているかどうかを問わず、一律に不開示となる。

矯正医療は、被収容者に対して行われる医療である。「医療」である以上、その情報が診療情報であることに疑いはなく、そうであれば、矯正医療に係る情報は原則として開示対象となる。しかし、「被収容者に対して行われる」という点で、その情報は刑の執行等に係る情報であるとみることができ、そうであれば、矯正医療に係る情報は行政機関個人情報保護法45条1項の適用を受けて一律に不開示となる。行政機関個人情報保護法には矯正医療に係る情報の取扱いについて定めた規定がなく、それが刑の執行等

---

1) 本件の経緯につき、木本茂樹「刑事施設における診療録を開示対象とした事例」季刊刑事弁護109号（2022年）92頁以下も参照。

に係る情報に該当するかどうかを解釈する必要がある。

## II 行政機関個人情報保護法

行政機関個人情報保護法（以下「現行法」という。）は、昭和63年に成立していた行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（以下「旧法」という。）が平成15年に全部改正されて成立した法律である。改正作業では、情報の公開範囲の拡大等が重視されたとされている<sup>2)</sup>。

### 1 診療情報

旧法は、何人も、個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されている自己に関する個人情報の開示を請求する権利があることを原則としつつ（13条1項本文）、いくつかの情報について、例外的に、開示請求権の対象から除外することとしていた（同条ただし書）。診療情報は、この例外のひとつとして位置づけられていた。

総務庁（当時）の解説によれば、診療情報が開示請求の対象から除外された趣旨は、次のように説明されている<sup>3)</sup>。すなわち、診療情報の開示については、国家と国民の間の権利義務関係としてとらえるのではなく、医者と患者の相互の信頼関係に基づいた医療上の判断に委ねるのが適当である、というのである。

もともと、旧法が成立する以前より、国際的には、インフォームド・コンセントの観点から患者が自己の診療情報にアクセスする権利を有するという認識が広く共有されていた<sup>4)</sup>。わが国でも、平成9年に行われた第3

---

2) 行政機関等個人情報保護法制研究会『行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について—電子政府の個人情報保護—』（2001年）1-2頁。

3) 総務庁行政管理局監修『新訂版 逐条解説個人情報保護法』（第一法規, 1991年）148頁。

次医療法改正においてインフォームド・コンセントが法制化された(医療法1条の4第2項)ほか、最高裁も、患者の自己決定権が人格権の一部であること(最判平成12年2月29日民集54巻2号582頁)、患者に対する説明義務が医師に存すること(最判平成13年11月27日民集55巻6号1154頁)を認めるなど、旧法の成立以降、医療の基本がインフォームド・コンセントにあるという認識が浸透していた。

このような流れを受けて、現行法は、診療情報を原則として開示請求の対象とした。したがって、現行法上、診療情報は原則として開示対象となる。

## 2 刑の執行等に係る情報

刑の執行等に係る情報は、旧法から現行法に至るまで一貫して開示請求権の対象から除外されている。もっとも、その根拠となる条文の規定には若干の違いがある。その違いは、旧法と現行法における情報開示制度の違いに由来している。

前述のように、旧法は、いくつかの情報を開示請求権の対象から除外しており、そこには「刑の執行に関する事項」等も含まれていた(13条1項ただし書)。他方、そもそも旧法では、開示請求権の対象となるのは個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報に限られており(13条本文)、この点、「勾留の執行、矯正又は更生保護」に係る情報は個人情報ファイル簿に掲載しないことができる情報として位置づけられていた(7条3項3号)。このように、旧法においては、刑事施設に収容中の情報はその他の「刑の執行に関する事項」等とは別に、7条3項3号を根拠に一律不開示とされていた。

---

4) たとえば、1981年に世界医師会(WMA)が採択した「患者の権利に関するリスボン宣言」では、「患者は、いかなる医療上の記録であろうと、そこに記載されている自己の情報を受ける権利を有し、また症状についての医学的事実を含む健康状態に関して十分な説明を受ける権利を有する。」(7.a.)とされた。

これに対し、現行法では、情報の公開範囲の拡大という全面改正の趣旨を踏まえ、個人情報ファイル簿に掲載されていない情報も開示請求権の対象とされた。それゆえ、旧法7条3項3号のような規定が不要になり、刑事施設に収容中の情報も、刑の執行等に係るその他の情報と一括して開示請求権の対象から除外されることになった（45条1項）。したがって、現行法においては、刑事施設に収容中の情報は、その他の「刑の執行に関する事項」と同様に45条1項を根拠に一律不開示となる。

刑の執行等に係る情報が開示請求権の対象から除外される理由は、旧法から現行法に至るまで一貫している<sup>5)</sup>。すなわち、前科や収容歴等が雇用主等にチェックされることによって社会復帰や更生保護上問題となり、本人の不利益になるおそれがある、というのである。もっとも、このような説明に対しては、学説上、その懸念は「きわめて抽象的・観念的な想定」に過ぎず<sup>6)</sup>、仮にそのような懸念が多少はあるにしても、診療情報の開示によって適切な医療を受ける機会を得るという利益の方が優越するはずである、との指摘がある<sup>7)</sup>。

### 3 矯正医療に係る情報

以上のように、診療情報が開示請求権の対象から除外されていた旧法の下では、その位置づけにかかわらず、矯正医療に係る情報は開示請求権の

---

5) 総務庁行政管理局監修・前掲注3) 157-158頁、総務省行政管理局監修『行政機関個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、2005年）183頁。

6) 雇用主が自身の優越的立場を利用するなどして本人の意に反する開示を行わせる行為は、場合によっては不法行為を構成し、極端な場合には強要罪に該当するのであって、これらのことをもって十分抑止可能であるとされる（曾我部真裕「行政機関個人情報保護法45条1項の適用除外について—医療記録の開示請求を中心に—」立命館法学393・394号（2020年）443-444頁）。

7) 曾我部・前掲注6) 456頁。そもそも、このようなパターンリスティックな介入に対しては、学説上、否定的な見方も根強い（佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）154頁など）。



対象とはならなかった。翻って、現行法は、刑の執行等に係る情報を開示請求権の対象から除外することを維持した一方で、診療情報をその対象とするように方針を転換した。それゆえ、矯正医療に係る情報を刑の執行等に係る情報として位置づけるか否かで、それが開示請求権の対象となるか否かが左右されることとなった。旧法を改正した結果、矯正医療に係る情報の位置づけという論点が生じたことになる。

しかしながら、改正作業において、この点に関する明示的な議論がなされた形跡はなく、矯正医療に係る情報を診療情報および刑の執行等に係る情報との関係でどのように位置づけるべきかは明らかにされていない。

### Ⅲ 矯正医療の水準

被収容者に対する医療については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）に規定されている。刑事収容施設法は、平成17年に監獄法が全面的に改正され、平成18年にさらなる改正が加えられて成立した法律である。

被収容者に対する医療について、刑事収容施設法は「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」と規定する（56条）。この趣旨について、同法の立案担当者は、被収容者に対する医療も「医療法をはじめとする医療法規の適用を受け、一般の病院・診療所に求められる水準の措置を講じなければならないことは当然である」と解説している<sup>8)</sup>。

これに対し、監獄法には刑事収容施設法56条のような規定は置かれていなかった。もっとも、被収容者に対する医療が社会一般の医療の水準で実施されるべきであるとの理解は共有されていたようである。たとえば、当時の解説書によれば、監獄における医療は「第一に人道的立場において、

---

8) 林眞琴＝北村篤＝名取俊也『逐条解説 刑事収容施設法 第3版』（有斐閣、2017年）221頁。

……在監者の身体的・精神的健康を毀損することのないようにする」ものであるとされている<sup>9)</sup>。また、当時の裁判例の中には、監獄における医療の水準が社会一般のそれを下回ってはならないことを明言するものもあった（東京地判昭和49年5月20日判時741号82頁、大阪地堺支判平成16年12月22日判タ1211号46頁など）。

このように、明文で規定されているか否かの違いはあるにせよ、被収容者に対する医療の水準は、監獄法の時代から現在に至るまで一貫して、社会一般のそれと同等のものでなければならないという理解が共有されている。

ところで、医療水準とは、一般に、臨床現場に定着している医療の水準のことを指すが、その具体的内容は一義的に決まるものではない。最高裁は、医療水準の内容は全国一律の絶対的基準ではなく、個々の医療機関の性格、所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮して判断されるべきとの判断を示している（最判平成7年6月9日民集49巻6号1頁、最判平成8年1月23日民集50巻1号1頁）。

この点、被収容者に対する医療は刑事施設という特殊な環境下で行われるものであることに注意が必要である。ここで「特殊な」というのは、設備等のハード面やマンパワーが社会一般のそれと異なるという意味だけでなく、刑事施設における医療が被収容者にとっての生存権の問題であると同時に、刑事施設側にとっては刑の執行等のための身柄の確保という収容目的の達成のために必要な問題でもある<sup>10)</sup>という意味をも含んでいる。そして、それらの特殊性のために、被収容者に対する医療をもっぱら刑の執行等に必要範囲でのみ実施することが正当化されており、社会一般で必要とされるはずの医療が被収容者に対して提供されていない可能性が指摘されている<sup>11)</sup>。

---

9) 小野清一郎＝朝倉京一『改訂 監獄法〔復刊新装版〕』（有斐閣、2003年）304頁。

10) 鴨下守孝『全訂2版 新行刑法要論』（東京法令出版、2009年）303頁。

#### IV 同種事案の裁判例

本件と同種の事案についての裁判例としては、①東京地判平成20年1月25日裁判所ウェブサイト(以下「①事件」という。), ②東京高判平成20年7月9日裁判所ウェブサイト(以下「②事件」という。), ③東京地判令和元年11月8日LEX/DB 25583116(以下「③事件」という。), ④大阪高判令和3年4月8日判タ1484号66頁(以下「④事件」という。)がある。①事件ないし③事件では開示請求が棄却され、④事件では認容されている。

##### 1 棄却判決

棄却判決(①事件ないし③事件)の特徴は、次の3点に整理できる。

ひとつは、行政機関個人情報保護法45条1項が処遇に係る情報にも適用されることを前提に、矯正医療は処遇の一環であるから、矯正医療に係る情報も当然に同条の適用を受けると示していることである。たとえば①事件では、「当該個人情報に係る処遇の内容が、刑事収容施設の被収容者に対して講じられた医療上の措置に係るものである場合でも、何ら他の場合と別異に解すべき理由はない」とされている。本件第一審も同様の判断を下している。矯正医療を処遇の一環として位置づけている点が注目される。

いまひとつは、情報開示が社会復帰の妨げになるおそれを強調する一方で、インフォームド・コンセントの重要性や必要性については言及されていないということである。これは①事件ないし③事件、本件第一審および控訴審のすべてに共通している。特に本件控訴審においては、「自己の医療情報であって、その開示を本人が望んだ場合であっても、それが刑事収容施設の被収容者としての立場で受けた医療上の措置に係る情報であれば、これを開示することを認めると、本人の収容歴が明らかになってしまう場合が想定されるのであるから、本人の社会復帰や更生保護上の不利益

---

11) 赤池一将「刑事施設において求められる医療水準」季刊刑事弁護109号(2022年)127-128頁など。

が生じる弊害を防止しようという……趣旨がこの場合にも当然当てはまるものと解される……」として、インフォームド・コンセントよりも社会復帰の妨げになるおそれを重くみるべきとの理解が明示されている。

最後は、旧法から現行法に改正される過程で、矯正医療に係る情報について明示的な議論がなく、例外規定も用意されなかったという事実が、行政機関個人情報保護法45条1項を適用する根拠とされているということである。たとえば②事件では、「……適用除外規定である法45条が削除されることなく、また、同条の適用に関して、それをさらに除外する規定等が設けられず、……、結局、刑の執行等に係る医療情報についてのみを特段の扱いとする制度は現行法においては採用されていない。したがって、刑事収容施設が保有する情報で法45条1項に該当するものは、同項の適用上、一律に同一の取扱いをするのが明確性の観点から相当であ」とされた。③事件でも、現行法の「成立過程をみても、被収容者の医療情報について、明示的に議論がされた形跡はなく、被収容者の医療情報を適用除外規定の対象から除外するという立法者意思を読み取ることはでき」と指摘されている。矯正医療に係る情報が旧法において刑の執行等に係る情報として位置づけられていたという前提である点が注目される。

## 2 認容判決

これに対し、認容判決(④事件)では、矯正医療に係る情報は本来的には刑の執行等に係る情報であって行政機関個人情報保護法45条1項の適用を受けるとしながら、刑の執行等に係る情報の開示を一律に規制することは目的との関係で合理的な均衡を欠くから、矯正医療に係る情報は同条の適用を受けないと解釈すべきであるとされた。すなわち、「診療情報は、……、生命と健康に直結する個人情報である。生命と健康の維持は最も重要な人格的利益であるから、……、診療情報を得る利益は合理的な理由なしに制限を受けるべきではな」く、同条を「無制限に適用することは、医療情報の取扱いに関して、規制目的との関係で合理的な均衡を欠く事態を

招来し、個人情報保護法制の基本理念と整合しないといえることができるから、法45条1項は診療情報には適用されないと解釈すべきである」という。

矯正医療に係る情報を刑の執行等に係る情報として位置づけながら、規制目的と規制手段の合理性という観点から、行政機関個人情報保護法45条1項の適用範囲を限定した点に特徴がある。

## V 検討

本判決の特徴は、行政機関個人情報保護法45条1項の趣旨や目的について、旧法の規定に遡って丁寧に論じている点にある<sup>12)</sup>。従来の裁判例が触れてこなかった、診療情報の取扱いの変遷に触れている点も特徴的である<sup>13)</sup>。

### 1 旧法における矯正医療に係る情報の位置づけ

本判決はまず、旧法における情報開示制度の概要を確認する。

旧法における刑の執行等に係る情報と診療情報のそれぞれに関する規定を確認しつつ、本判決は、それぞれの情報が開示請求権の対象から除外されていた趣旨について言及する。その説明は、総務庁(当時)の解説と同様の理解であるといってよい。すなわち、刑の執行等に係る情報が適用除外とされていたのは前科等を含む情報の開示が本人の社会復帰の妨げとなることを防ぐためであり、診療情報が除外されていたのは、それを開示するか否かの判断は診療の当事者相互の信頼関係に基づく医療上の判断に委ねるべきとされていたからだというのである。

次いで、本判決は、刑事収容施設法56条等を引きながら、収容者が収容中に受ける診療の「性質」は社会一般のそれと異なるものではないといえるべきであると指摘する。宇賀裁判官の補足意見はさらに踏み込んで、『国

---

12) 板垣勝彦「判批」情報公開・個人情報保護83号(2021年)26頁。

13) 飯島淳子「判批」法学教室493号(2021年)138頁。

際準則からみた刑務所管理ハンドブック』を引用するかたちで、「いかなる診断や診療も、当該被収容者個人のために施されるのであって、施設の必要のためではない」<sup>14)</sup>ことを指摘する。そして、本判決は、このことは「旧法が制定された当時の監獄法等の下においても同様であった」とする。

以上のことをもって、本判決は、旧法において、矯正医療に係る情報は診療情報として開示請求権の対象から除外されていたとの理解に至る。すなわち、旧法下では、診療情報は医師と患者の信頼関係に基づいて開示されるか否かが判断されていた。そして、監獄法下において提供されるべき矯正医療の「性質」は社会一般のそれと異なるものであった。したがって、旧法下において、矯正医療に係る情報は、一般の診療情報と同様に医師と患者の信頼関係に基づいて開示されるか否かが判断されるものであった、というのである。

ここで注目されるのは、矯正医療の「水準」のみならず、その「性質」や「内容」についても、社会一般のそれと異なるものではないとされた点である。宇賀裁判官の補足意見に特に顕著であるが、このことは、矯正医療を刑の執行等の「収容目的」から切り離すべきことを示唆している。矯正医療を処遇の一環として理解していた従来の棄却判決とは一線を画す判断である。被収容者に対する医療が「収容目的」によって限定されることは妥当ではなく、最高裁として矯正医療を「収容目的」から切り離したことは大きな意義がある<sup>15)</sup>。

矯正医療を「収容目的」から切り離す以上、その情報は一般の診療情報と同等に扱われるべきこととなる。このことが監獄法の時代にもあてはまるのであれば、監獄法の時代に成立した旧法下において矯正医療に係る情

---

14) Coyle, A., *A Human Rights Approach to Prison Management: Handbook for Prison Staff*, London: International Centre for Prison Studies, 2002 [赤塚康 = 山口昭夫訳『国際準則からみた刑務所管理ハンドブック』（矯正協会, 2004年）], 翻訳書, 57頁。

15) 三島聡「判批」季刊刑事弁護109号（2022年）100頁。

報が刑の執行等に係る情報ではなく診療情報として位置づけられていたとする最高裁の理解は、十分説得的なものであるといえる。

## 2 現行法における矯正医療に係る情報の位置づけ

本判決は次に、現行法における情報開示制度の概要を確認する。

旧法から現行法への全面改正の過程で、刑の執行等に係る情報が引き続き開示請求権の対象から除外されることになった一方で、診療情報を除外する旨の規定が設けられなかったことを確認しつつ、本判決は、それぞれの情報に関する規定の変遷の趣旨に言及する。すなわち、現行法45条1項による適用除外は旧法13条1項ただし書の刑事裁判等関係事項に係る規定と同様の趣旨によるものであり、診療情報の開示はインフォームド・コンセントの理念等の浸透を背景としたものであるという。前者は総務省の解説と、後者はインフォームド・コンセントの理念の広がりに関する一般的な理解と同様の理解が示されている。

ところで、旧法が矯正医療に係る情報を診療情報として位置づけていたのであれば、インフォームド・コンセントの理念等を根拠とする情報開示の方向性は、当然、矯正医療に係る情報にもあてはまるはずである<sup>16)</sup>。もっとも、改正作業において、矯正医療に係る情報を刑の執行等に係る情報として位置づけ直すように方針を転換したのであれば、現行法においても、矯正医療に係る情報が開示請求権の対象から除外される可能性もあるかもしれない。しかし、本判決は、旧法の全面改正の過程においてそのような議論がなされた形跡はないことを指摘する。以上をもって、最高裁は、矯正医療に係る情報は旧法に引き続き現行法においても刑の執行等に係る情報ではなく診療情報として扱われており、現行法45条1項による適用除外

16) たとえば、国連被拘禁者人権原則の原則26では、刑事施設における自己の医療情報へのアクセスを保障すべきとされており、国連被拘禁者処遇最低基準規則(マンデラ・ルール)の規則26条1項では、被収容者に対して、最低限、自己の診療録にアクセスする権利を認めなければならないとされている。

の対象とはならないと結論づけた。

ここで注目されるのは、矯正医療についてもインフォームド・コンセントの理念等が当然に及んでいることが示された点である。マンデラ・ルール等の国際準則を列挙する宇賀裁判官の補足意見は、このことをより明示的に論じている。情報開示による社会復帰の妨げを強調するばかりであったこれまでの棄却判決とは一線を画す判断である。矯正医療の「性質」や「内容」が一般社会のそれと異ならないとする本判決の理解からは当然の帰結であろう。

また、本判決においては、旧法から現行法にいたる全面改正の過程において矯正医療に係る情報について明示的な議論がなされた形跡がないことが、現行法45条1項が適用されないことの根拠となっている点も注目される。同様の事実を、同条を適用する根拠としていたこれまでの棄却判決とは正反対の評価である。矯正医療に係る情報が旧法において診療情報として位置づけられていたという本判決の理解からは当然の帰結といえよう。

結果として、本判決は、矯正医療に係る情報が、刑の執行等に係る情報ではなく、一般の診療情報と同等に位置づけられていることを鮮明にした<sup>17)</sup>。矯正医療に係る情報を現行法45条1項から完全に切り離し、旧法の解釈を基に結論を導く本判決の論理構成は、同条の規制目的と規制手段の合理性という観点から結論を導いた過去の認容判決(④事件)よりも論理的かつ説得的であるといえよう<sup>18)</sup>。また、矯正医療に係る情報が被収容者の健康に係る利益・権利に関わる重要な情報であることに鑑みれば、同情報を原則開示とする本判決の結論は、妥当かつ大きな意義を有するものといえる<sup>19)</sup>。

---

17) 日野辰哉「判批」法学セミナー 803号(2021年)115頁。

18) 山本未来「判批」法学セミナー 804号(2022年)124頁。

19) 矯正医療には健康保険が適用されず、レセプト(診療明細書)が発行されないため、被収容者が適切な治療を受けることができたかどうかをチェックするためには、診療録(カルテ)を見せてもらう他ない。それゆえ、診療録の開示



## VI 本判決の射程

本判決は、矯正医療を刑の執行等の「収容目的」から切り離すことで、矯正医療に係る情報に対する行政機関個人情報保護法45条1項の適用を否定し、同情報が原則として開示請求権の対象となると判断した。本件はかつて拘置所に被収容されていた者の収容中の診療情報の開示が問題となった事案であるが、本判決の論旨からすれば、その射程は、現に収容されている者の診療情報や拘置所以外の矯正施設（矯正医官の兼業の特例等に関する法律2条1項）における診療情報にも及ぶとみてよいだろう<sup>20)</sup>。

他方、本件では、インフォームド・コンセントの理念等が強調されているように、開示請求の対象が「医療」に係る情報であったという点が結論に大きく影響しているところ、その射程が矯正医療以外の情報にどの程度まで及ぶのかは別途検討を要する。矯正医療以外の情報として、たとえば、特別改善指導に係る記録や職業訓練に係る記録などの「処遇関連情報」を行政機関個人情報保護法45条1項との関係でどのように位置づけるべきかという点は、なお検討の余地があろう。

## 【附記】

本稿脱稿後、本判決に関する解説として、久保茂樹「判批」ジュリスト臨時増刊1570号（2022年）42頁以下に接した。

（常磐大学総合政策学部助教）

---

請求は、被収容者にとって、自身の健康に係る利益・権利が適切に保障されていたかどうかを事後的にチェックするための「最後の手段」となっているのが現状であると指摘される（赤池一将「行刑改革と刑事施設医療」同編著『刑事施設の医療をいかに改革するか』（日本評論社、2020年）64頁）。

- 20) 矢島は、健康診断（刑事収容施設法61条）等の情報にも本判決の趣旨が及ぶ可能性を指摘する（矢島聖也「判批」新・判例解説Watch 行政法No.222（2021年）4頁）。